

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和4年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年周南市条例第  
14号）の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第27条 給与条例第6条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイ  
ム会計年度任用職員について準用する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与の口座振替) <u>第27条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第28条</u> (略)</p>	<p><u>(給与からの控除)</u> <u>第27条</u> 給与条例第6条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>(給与の口座振替) <u>第28条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第29条</u> (略)</p>